

悪臭物質測定

■ 悪臭とは・・・

近年の悪臭苦情の傾向をみると、畜産農業や製造工場等からの苦情は減少している一方で、飲食店などのサービス業からのいわゆる都市、生活型と言われる悪臭への苦情が増加しております。悪臭苦情への対象が多様化し、幅広い業種での対応が求められています。平成5年を境に増加傾向にあります。

「悪臭」とは、人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称です。においては個人差や嗜好性、慣れによる影響があります。そのため、ある人には良いにおいと感じられても、他の人には悪臭に感じるということもあります。

悪臭防止法は事業活動に伴って悪臭を発生している工場や事業場に対して必要な規制を行うとともに悪臭防止対策を推進させることにより、住民の生活環境を保全することを目的として昭和46年に制定された法律です。



測定風景

■ 主な悪臭発生源

- ・ 畜産事業場
- ・ し尿処理場
- ・ 化学工場
- ・ パルプ製造工場
- ・ 水産缶詰製造工場
- ・ 焼付け 塗装工程を有する事業場
- ・ 印刷工程を有する事業場
- ・ タバコ製造工場
- ・ 化成場
- ・ その他

■ 測定対象地点

- ・ 敷地境界
- ・ 気体排出口
- ・ 排水水

■ 特定悪臭物質（22物質）

項目	におい	測定対象悪臭物質		
		敷地境界	気体排出口	排水水
アンモニア	し尿のようなにおい	○	○	
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	○		○
硫化水素	腐った卵のようなにおい	○	○	○
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	○		○
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	○		○
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	○	○	
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	○		
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	○	○	
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	○	○	
ノルマルバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	○	○	
イソバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	○	○	
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	○	○	
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	○	○	

メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	○	○	
トルエン	ガソリンのようなにおい	○	○	
スチレン	都市ガスのようなにおい	○		
キシレン	ガソリンのようなにおい	○	○	
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	○		
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	○		
ノルマル吉草酸	濡れた靴下のようなにおい	○		
イソ吉草酸	濡れた靴下のようなにおい	○		

※H26.2現在

■ 臭気官能試験

臭気指数による規制は平成7年に悪臭防止法に導入されています。

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。具体的には、試料を臭気が感じられなくなるまで無臭空気希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値です。

臭気強度	臭気指数
2.5	10 ~ 15
3.0	12 ~ 18
3.5	14 ~ 21

～備考～

当該地域又は当該区域の実績に応じて臭気強度2.5～3.5の範囲内で敷地境界線上の規制基準を定めています。

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値）
2	何のにおいであるかわかる弱いにおい（認知閾値）
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい